

本資料は、商品発売にあたって作成された報道機関向け発表資料を転載したものです。  
商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼  
商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」などをご覧ください。



For your future™

News Release

報道ご関係者各位  
2013年10月18日

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK:945

## 変額個人年金保険「マニュドリーム」をSMBC日興証券で販売開始

マニュライフ生命保険株式会社(代表執行役社長:ギャビン・ロビンソン、以下マニュライフ生命)は、2013年11月18日(月)より変額個人年金保険「マニュドリーム」をSMBC日興証券株式会社(代表取締役社長:久保 哲也)で販売いたします。なお、販売に先行して商品についてのご案内等を10月21日(月)より開始いたします。

「マニュドリーム」は、運用をサポートする機能を備えた変額個人年金保険です。運用を楽しみながら、万一の場合にも備えることができます。

### 「マニュドリーム」の特徴

- 積極的に運用を楽しんでいただけます。
  - ご自分のスタイルに合わせて、6つの特別勘定(株式、債券、不動産投資信託等)から選択し、自由自在に組みあわせや組入割合を決定できます。
  - 運用期間中に積立金額が基本保険金額を下回った場合にのみ、死亡保障に必要な費用を控除するしくみとなっていますので、費用による運用成果への影響を軽減できます。
- 運用状況を見まもる機能があります。
  - ①運用成果を確保する機能(据置期間付確定年金移行特約)
    - 解約返戻金額が、目標額に到達した場合、自動的に据置期間付確定年金へ移行します。
  - ②運用状況が不調な場合に対応する機能(積立金自動移転特約)
    - 積立金額が、積立金自動移転基準額(契約時は基本保険金額の80%)以下になった場合、自動的に積立金の全額をマネー型の特別勘定に移転します。
- 万一の場合の死亡保障として死亡給付金をお支払いします。
  - 運用期間中、被保険者が死亡された場合の死亡給付金は、基本保険金額または死亡日の積立金額のいずれか大きい金額となります。

マニュライフ生命は、お客様の信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、お客様一人おひとりのニーズに合った最適な解決策をご提供しております。今後ともマニュライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

## **用語について**

### **基本保険金額**

死亡給付金をお支払いする際に基準となる金額で、一時払保険料と同額になります。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

### **運用期間**

契約日から年金支払開始日前日までの期間です。この保険の運用期間は10年です。また、特別勘定運用継続特約を付加された場合、運用期間を5年間延長することができます。ただし、目標額に到達した場合は短縮されることがあります。

## **マニユライフについて**

マニユライフ生命保険株式会社（「マニユライフ生命」）は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。

マニユライフ・ファイナンシャルは、主にアジア、カナダ、米国を中心に事業を展開しているカナダ系大手金融サービス・グループです。お客様は、マニユライフが信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を提供することを期待されています。同社職員、エージェントおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、数百万のお客様に経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、機関投資家のお客様には、資産運用サービスもご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルとその子会社の管理運用資産は、2013年6月30日現在5,670億カナダドル（5,390億米ドル）となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフ・ファイナンシャル（マニユライフ）として、米国においては主にジョン・ハンコックのブランドで事業を展開しています。マニユライフ・ファイナンシャルは、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細はウェブサイト([www.manulife.com](http://www.manulife.com))をご覧ください。マニユライフ生命のウェブサイトは次の通りです。（[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)）

<参考資料>

ポイント

ふやす  
楽しみ

- 6つの特別勘定(株式、債券、不動産投資信託等)から選択し運用できます。  
ご自分の運用スタイルに合わせて、1%単位で組み合わせることができます。

バランス(配分変更型)

日本株式型(A)

外国株式型(A)

外国債券型(A)

グローバルリート型(A)

マネー型(A)

- 運用期間中、投資環境等に応じてスイッチング(積立金の移転)ができます。
- 運用期間中に積立金額が基本保険金額を下回った場合にのみ、積立金から死亡保障に必要な費用(以下「死亡保障費」といいます)を控除します。  
積立金額が基本保険金額以上の場合、積立金から死亡保障費を控除しないため、費用による運用成果への影響を軽減することができます。



ご注意

- 積立金から保険関係費の全額を控除できない場合、所定の期間内に追加の保険料のお払い込みがないときに、ご契約は消滅します。

ポイント

しっかり  
みまもる

- 契約時につぎのいずれかの目標値を選択いただき、目標額を設定していただけます。

目標値 120% 130% 140% 150%

目標額 = 基本保険金額(一時払保険料) × 目標値

- 契約日の1年経過後から年金支払開始日の前々日まで、目標額への到達を毎日判定します。解約返戻金額が目標額に到達した場合、自動的に据置期間付確定年金へ移行します。
- 積立金額が、あらかじめ設定された積立金自動移転基準額\*以下になった場合、自動的に積立金の全額を特別勘定[マネー型(A)]に移転します。  
\*契約時は基本保険金額の80%です。



ご注意

- 契約日から1年以内および年金支払開始日前日は、解約返戻金額が目標額に到達しても据置期間付確定年金へ移行しません。
- 特別勘定[マネー型(A)]に移転した後も保険関係費および運用関係費が控除されるため、多くの場合、積立金額は減少します。

ポイント

のこす  
安心

- 運用期間中に被保険者が死亡された場合の死亡給付金額は、基本保険金額または死亡日の積立金額のいずれか大きい金額となります。

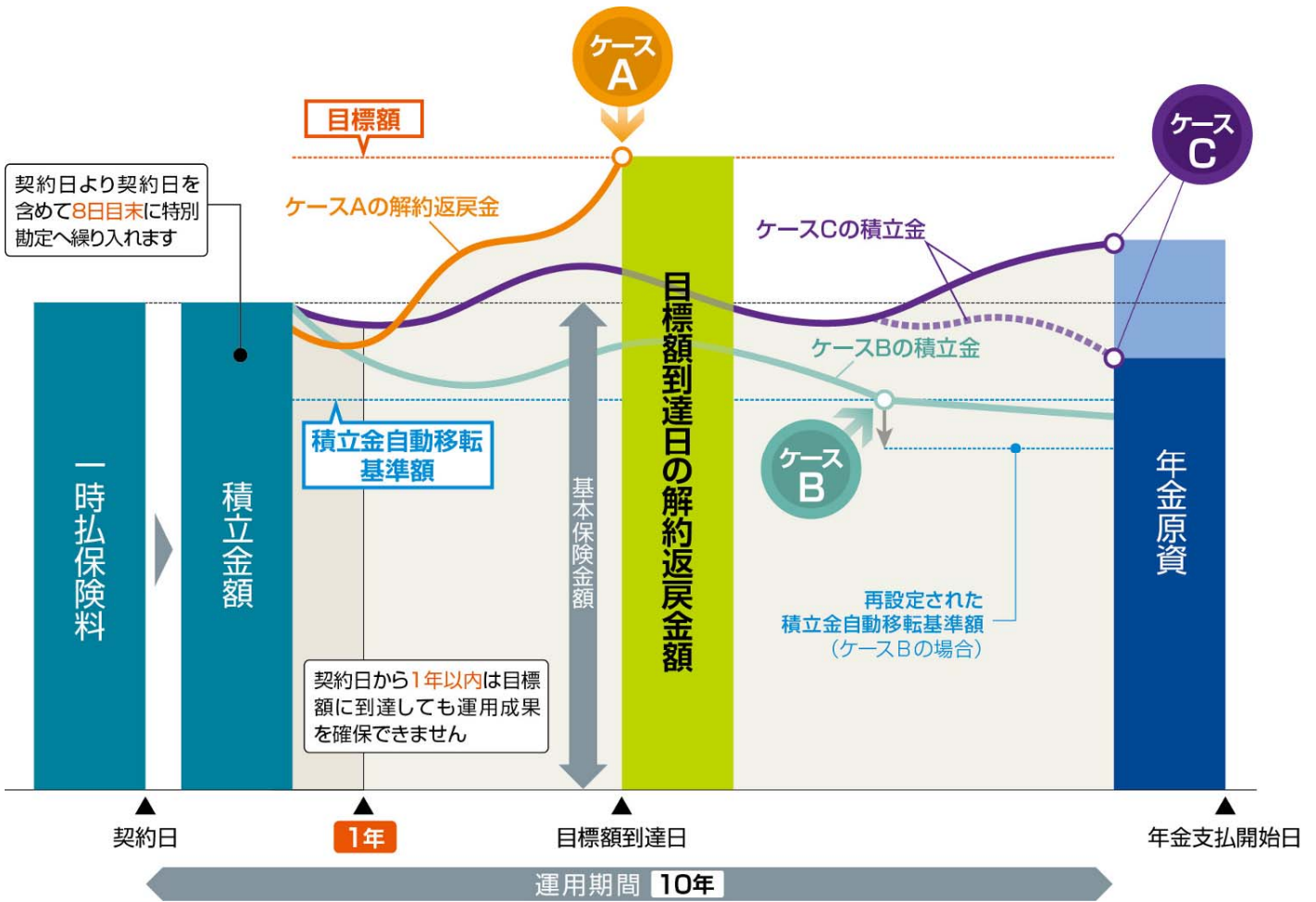
基本保険金額

←いずれか大きい金額→

死亡日の積立金額

年金原資: 支払われる年金の原資のことで、年金支払開始日前日の各特別勘定の積立金の合計額となります。据置期間付確定年金に移行した場合は、年金支払開始日の前日の移行後の積立金額となります。

イメージ図



ケースA

解約返戻金額が目標額に到達した場合

→運用成果を確保(特別勘定から一般勘定へ自動移行)します。

※契約日の1年経過後から年金支払開始日の前々日までには到達した場合は。

ケースB

積立金額が積立金自動移転基準額に到達した場合

→積立金自動移転基準額以下となった日の積立金額を、特別勘定[マネー型(A)]に自動的に移行します。

※移転後、新たな積立金自動移転基準額が自動的に再設定されます。

※移転後も他の特別勘定にスイッチングすることができます。

ケースC

目標額または積立金自動移転基準額に到達することなく運用期間が満了した場合

→年金支払開始日前日の積立金額を年金原資として、年金をお支払いします。

※将来の積立金額等を保証するものではありません。なお、死亡給付金およびケースA・Bの年金原資の表示は省略しています。

## 引き受け条件について

被保険者の契約年齢		20歳～75歳（満年齢）
保険料のお取り扱い		200万円～5億円（1万円単位） ※同一被保険者で、マニユライフ生命の変額個人年金保険のご契約が複数ある場合、合算して5億円を超えることはできません。
保険料の払込方法		一時払のみ ※マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。
保険期間	運用期間	10年 ※特別勘定運用継続特約を付加した場合、15年となります。 ※据置期間付確定年金に移行した場合、10年（特別勘定運用継続特約を付加した場合、15年）よりも短くなる場合があります。
	年金支払期間	5年 または 10年
年金支払開始年齢		被保険者の契約年齢に運用期間を加算した年齢となります。
年金受取人		契約者 または 被保険者

### この保険には運用のリスクがあります

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、年金額、解約返戻金額等が変動（増減）する変額個人年金保険です。特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、年金原資、解約返戻金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者に帰属します。
- 積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

### 費用について

#### ① 保険関係費

項目	費用	時期
保険契約の締結・維持に必要な費用	基本保険金額に対して、 <u>年率1.98%</u> ※「特別勘定運用継続特約」を付加した場合の再設定日以後は基本保険金額に対して、 <u>年率1.50%</u>	基本保険金額×（左記年率×1/12）の金額を、月単位の契約応当日に積立金から控除します。 ※第1回目は繰入日に積立金から控除します。
死亡保障に必要な費用	（「基本保険金額」－「各特別勘定の積立金の合計額」） × 「被保険者の年齢・性別によって定まる率」*	各特別勘定の積立金の合計額が基本保険金額を下回った場合、月単位の契約応当日に積立金から控除します。

\* 基本保険金額・被保険者の年齢は、月単位の契約応当日時点、各特別勘定の積立金の合計額は月単位の契約応当日の前日時点のものをを用いて計算します。なお、被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

※保険関係費を積立金から控除する際、費用に相当するユニット数が減少します。

※死亡保障に必要な費用について

- ・計算時点の「各特別勘定の積立金の合計額」および「被保険者の年齢・性別によって定まる率」等によって計算されるため、変動します。そのため、費用の発生前に具体的な金額を表示することはできません。
- ・各特別勘定の積立金の合計額が基本保険金額以上となる場合、ご負担はありません。
- ・繰入日および再設定日には、ご負担はありません。

※追加一時払保険料が払い込まれた場合、その保険料が特別勘定に繰り入れられた時に、控除できなかった部分の保険関係費を積立金から控除します。

## ② 運用関係費

項目	特別勘定名	費用(信託報酬 <sup>*1</sup> )	時期
		特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して	
運用関係費 (特別勘定の運用にかかわる費用)	バランス(配分変更型)	実質年率0.917575% (税抜0.8815%)以内 <sup>*2</sup>	左記の年率の 1/365を乗じた 金額を毎日 積立金から 控除します。
	日本株式型(A)	年率0.42%(税抜0.40%)	
	外国株式型(A)	年率0.294%(税抜0.28%)	
	外国債券型(A)	年率0.2415%(税抜0.23%)	
	グローバルリート型(A)	年率0.3675%(税抜0.35%)	
	マネー型(A)	各月ごとに決定 <sup>*3</sup>	

\*1 運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用等がかかります。これらの費用は、一部(「バランス(配分変更型)」の主な投資対象となる投資信託の監査費用等一部の費用【投資信託の純資産総額に対して年率0.10%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額】を除き、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

\*2 当特別勘定が投資対象とする投資信託は、投資信託証券に投資するファンドオブファンズです。そのため、実質的な信託報酬率(年率)は、当投資信託の信託報酬率「年率0.55545%(税抜0.529%)」と投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率「年率0.362125%(税抜0.3525%)以内」の合計となります。なお、実質的な信託報酬率(年率)は、当該投資信託証券の変更などにより見直すことがあります。

\*3 前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、原則として、当該各月の前月最終5営業日における無担保コール翌日物レート(年率)の平均値(以下、「コールレート」といいます。)に応じ、つぎに掲げる率(税込)とします。

コールレートが0.25%未満の場合: コールレート× 0.42

コールレートが0.25%以上0.50%未満の場合: 0.105%

コールレートが0.50%以上1.00%未満の場合: 0.147%

コールレートが1.00%以上の場合: 0.189%

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

## ③ 解約控除

項目	費用	時期
解約控除	解約に相当する部分の基本保険金額に対して、契約日からの経過年数に応じて、8.0%~0.9% ※「特別勘定運用継続特約」を付加した場合、再設定日からの経過年数に応じて2.5%~0.5%	解約計算基準日、一部解約計算基準日に解約に相当する部分の各特別勘定の積立金の合計額から控除します。

※解約計算基準日・一部解約計算基準日が、繰入日前の場合、解約控除のご負担はありません。

※据置期間付確定年金への移行が行なわれる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除をご負担いただきます。

## ④ スwitching手数料

項目	費用	時期
Switching手数料	1回のSwitchingにつき2,500円	Switchingの際に移転元の特別勘定の積立金から控除します。

※1保険年度に12回をこえるSwitchingを行った場合にご負担いただきます。「積立金自動移転特約」による積立金の自動移転は、Switchingの回数に含まれません。

## ⑤ 年金管理費

項目	費用	時期
年金管理費 (年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

(登) マニユライフ(COM)13-10597(25.10.4)